

日光市立鬼怒川小学校におけるいじめ防止対策の基本方針

1 いじめの捉えと、いじめに対する鬼怒川小学校の組織的な取組のイメージ

いじめは、いじめ防止対策推進法により、以下のように定義されています。

「この法律においていじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(1) 対応に関すること

- ①いじめを受けた児童
 - ・ 事実確認等の情報収集をします。
 - ・ 保護者への情報提供・連携を図ります。
 - ・ スクールカウンセラー・心の相談室への相談を検討します。
 - ・ 再発防止に努め、安心して登校できる環境を整えます。
- ②いじめを行った児童
 - ・ 事実確認等の情報収集をします。
 - ・ 保護者への情報提供とその後の対応方法について助言します。
 - ・ 関係機関への相談を検討します。
 - ・ 関係職員で指導し、再発防止に努めます。
 - ・ 指導後の支援について対応します。
- ③関係機関等との連携
 - ・ SNS等への不適切な書き込みに関しては被害の拡散を防ぐため、削除措置を行えるよう、関係機関等へ協力をお願いします。
 - ・ 恐喝等の大きな犯罪となる場合は、警察署などとの連携を図り、適切な処置を行う。

(2) 対応時の配慮事項

- ①迅速に対応する
 - ・ 短時間で情報収集・方針決定を行い、原則、その日のうちに対応します。
- ②記録をする
 - ・ 漏れのないように記録をとり、相互情報のすり合わせを的確に行います。
- ③共通理解をする
- ④役割で対応する
- ⑤その後の対応
 - ・ 把握した内容について、関係職員全員で共通理解を図ります。
 - ・ 役割分担にしたがい、適時、報告・相談をしながら対応します。
 - ・ 安心して登校できる環境作りを検討していきます。

(3) いじめ対策委員会の招集

①校内体制

校内には、校長、教頭、教務主任、学習指導主任、児童指導主任、当該学級担任、養護教諭、特別支援コーディネーター教育相談係の構成メンバーで「いじめ対策委員会」が設置されており、早期対応に実効的・組織的に取り組むことができるようになっています。

②重大事態発生の場合

重大事態の場合は、日光市教育委員会に報告し、マスコミ対応保護者説明会等も含めて教育委員会と連携して対応していきます。

③いじめ対策委員会等で必要となる資料の項目例

- ・ いじめられている児童の氏名（学年）
- ・ いじめている児童の氏名（学年）
- ・ いじめの状況（日時、場所、人数、いじめの態様や集団の構造等）
- ・ いじめの動機や背景（状況から推測される場合も含む）
- ・ いじめられている児童といじめている児童の言動や特徴
- ・ 保護者や教職員が有する情報
- ・ 周囲の児童の状況 等

④招集者

いじめ対策委員会は委員長の校長が招集します。

(4) いじめ防止に関する取組

①問題が起きていない時に

- ・道徳教育を充実させ、いじめの生まれにくい環境を形成します。
- ・いじめに負けない考え方を育てます。
- ・人権教育の充実と実践を図ります。
- ・学級経営の充実を図ります。職務をスリム化して時間を確保し、休み時間は子どもと触れ合うことを大切にしていきます。
- ・遊びを通して人間関係の構築に努めていきます。
- ・トラブルが起きたとき、どうしたら防げたか考えさせる指導を重視していきます。

②教育相談の実施

- ・定期的には毎年10月に教育相談を実施します。事前に、教育相談いじめアンケートを実施しています。
- ・日常で気付いたときには、その都度、相談を実施しています。
- ・Q-U検査(学級満足度調査)の実施と、結果の分析を行い、満足度の低い児童への働きかけや気になる児童への教育相談を実施し、学級での居がい感を高める取組を行います。

③保護者相談

- ・定期的な家庭訪問や保護者懇談会のほかに必要に応じて、保護者相談をしています。

④啓発活動

- ・日光市から出されている人権だより「未来」を配付しています。
- ・学年だより等で啓発しています。
- ・地域の皆さんとふれあい活動が行事化されています。

⑤三校合同生活指導委員会の開催

- ・年2回、下原小学校、藤原中学校、鬼怒川小学校校長、児童生徒指導の先生、PTA会長、PTA生活安全部、地域警察署、藤原地区少年児童指導委員、日光市教育委員会、藤原公民館長、日光市少年相談員のメンバーによる情報共有会議を開いて、長期休みの過ごし方や防犯活動、見守り活動等の報告、協議等、情報共有をしています。

⑥職員会議と職員研修

- ・毎回の職員会議では、気になる児童の報告を実施して、全職員で情報共有をしています。
- ・年1回、校内で人権教育研修会を実施しています。

(5) 相談窓口

○いつでも、全職員でお受けいたします。些細なことでも遠慮せずいつでも、ご相談ください。

鬼怒川小学校0288-76-1204

○ホットほっと電話相談

(子ども専用24時間受付) いじめ相談さわやかテレホン 028-665-9999

(保護者専用) 月～金 8:30～21:30 家庭教育ホットライン 028-665-7867

○日光市教育委員会事務局学校教育課教育指導係 0288-21-5167

○いじめ不登校対策チーム(上都賀教育事務所内) 0289-62-0162

○日光市家庭児童相談室 0288-30-7830